

添田町都市公園長寿命化計画

令和 5 年 3 月

福岡県添田町

目次

第1章	公園施設長寿命化計画の概要	1
1.	計画策定の背景	1
2.	計画策定の目的	1
3.	計画期間	1
4.	計画の位置づけ	2
第2章	公園施設の概要	3
1.	都市公園整備状況	3
2.	計画対象公園	4
3.	添田公園にかかる関連計画	5
4.	対象公園施設	8
5.	これまでの維持管理状況	10
第3章	健全度を把握するための点検調査結果の概要	11
1.	点検調査実施時期・期間	11
2.	点検調査結果の概要	13
3.	対策の優先順位の考え方	14
第4章	日常的な維持管理に関する基本的方針	15
1.	公園の管理体制	15
2.	点検の方法	15
第5章	公園施設の長寿命化のための基本方針	17
1.	公園施設の長寿命化のための基本方針（予防保全型管理に関する方針）	17
2.	施設の更新の基本方針	17
3.	使用見込み期間の設定について	17
4.	点検調査結果を踏まえた更新、維持管理の実施	20
第6章	長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等	21
1.	各エリアにおける位置づけ及び整備方針	22
2.	計画期間での事業について	32
3.	概算事業費の算出	33
第7章	計画全体の長寿命化対策の実施効果	35
1.	ライフサイクルコスト検討対象施設について	35
2.	ライフサイクルコストの考え方	35
3.	ライフサイクルコストの検討	36
4.	ライフサイクルコストの縮減効果	37

第8章	公園長寿命化計画の整理	38
1.	様式1「総括表」	38
2.	様式2「都市公園別」	39
3.	様式3「公園施設種類別現況」	53
第9章	今後の取り組み	54
1.	長寿命化計画の継続的運用方針	54
2.	長寿命化計画によるコストの見通し	54
3.	フォローアップ	54
4.	フォローアップの推進	55

【用語について】本計画中で使用する主な用語の内容は以下のとおりです。

用語	内容
街区公園	専ら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する
長寿命化対策	予防保全型管理において、公園施設の使用見込み期間の延伸及びライフサイクルコストの縮減に寄与する定期的な健全度調査や補修のこと
更新	劣化した公園施設を撤去し、新たに整備すること
補修	予防保全型管理において、施設の寿命を延ばすことを目的に行う、修理や交換を行うこと
維持保全	公園施設の日常的な維持管理として行う、清掃、保守、修繕等のこと
健全度調査	現地において、公園施設の構造材及び消耗材等の劣化や損傷の状況を目視等により確認する調査のこと
健全度判定	健全度調査で得られた情報を基に、公園施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性等を確認し、公園施設の補修、もしくは撤去・更新の必要性について、総合的な評価と判定を行うこと
定期点検	遊戯施設について「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づく年に 1 度の点検や、各種設備等の法令の規定に基づく点検のこと
日常点検	公園施設の異常の発見と対処を目的とした、目視による点検のこと
事後保全型管理	施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で取り換えるよう管理する方法のこと
予防保全型管理	施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し長持ちさせることを目的に、計画的な手入れを行うよう管理する方法のこと
使用見込み期間	公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に公園施設の使用が可能と想定される期間の目安として、国の指針等に基づき設定する期間のこと
処分制限期間	国庫補助事業で取得した財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号、以下「適化法」という。)」第 22 条に、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産は承認を受けないで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。」と規定されている。処分制限期間とは、適化法第 22 条に基づく制限を受ける期間のことであり、公園施設については、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年 12 月 21 日総理府・建設省令第 9 号）の別表第 3 に掲げられている期間のこと
ライフサイクルコスト	公園施設の使用見込み期間中に生ずる費用のうち、「毎年度の維持保全費」、予防保全型管理において施設の寿命を延ばすことを目的に実施する「定期的に実施する健全度調査費用」、「補修に関する費用」「撤去・更新に関する費用」の 4 項目の合計のこと

第1章 公園施設長寿命化計画の概要

1. 計画策定の背景

我が国では、高度経済成長期に整備された公共施設の老朽化が急速に進行しており、限られた財源の中で適切な維持管理を行うことが施設管理者の喫緊の課題となっています。このような状況を踏まえ、国土交通省は平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を作成し、国民の安全・安心の確保や中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減等の方向性を示し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等の推進を目指しています。

国では、地方公共団体等による長寿命化計画に基づく都市公園の計画的な維持管理の取り組みが行われるよう、平成 24（2012）年 4 月に、ライフサイクルコスト縮減効果の算定・比較方法、使用見込み期間の考え方、保全対策の内容や健全度判定の根拠等、公園施設の長寿命化計画に関する基本的な計画策定の考え方をとりまとめた「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」を作成し、指針策定以降の長寿命化対策の蓄積を踏まえて平成 30（2018）年 10 月に指針の改定を行い、公園施設の計画的な取り組みを推進しています。

加えて、平成 30（2018）年 4 月には都市公園法の改正に伴い、新たに公園維持管理修繕基準（平成 30（2018）年 4 月）が定められ、施設管理者による安全対策の一層の徹底が求められています。

2. 計画策定の目的

添田町（以下「本町」といいます。）で管理する都市公園は、令和 4（2022）年 4 月 1 日現在で、6 箇所（総合公園 1 箇所、街区公園 5 箇所）となっています。都市公園の告示から 30 年以上経過している公園が 6 箇所のうち 5 箇所となっており、施設の老朽化が進行していく中、今後、必要となる施設の修繕・更新費用の増大が課題となることが想定されます。このような状況から、安全で安心、そして快適な公園施設の利用を確保するため、添田町都市公園長寿命化計画（以下「本計画」といいます。）を策定するものとします。

公園施設長寿命化計画とは、本町が管理する公園の遊具や施設について、公園利用者のさらなる安全性確保及びライフサイクルコスト縮減の視点から、適正な施設点検や維持管理等の予防保全管理を行い、施設の長寿命化対策及び計画的な修繕、改築、更新を行うことを目的とします。

計画の策定に際しては、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）に定められた項目に準じて実施します。

3. 計画期間

本計画は、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間でライフサイクルコスト算出の基本期間とし、令和 14（2032）年度までの 10 年間の計画策定を行います。なお、公園施設利用者の変化等により、本計画の見直しが必要になった場合は、適宜見直すこととします。

4. 計画の位置づけ

本計画の上位計画である、「添田町公共施設等総合管理計画」は、本町の上位計画である「添田町第6次総合計画」の全体を支えるための体制づくりに基づくものであり、「添田町第6次総合計画」の各政策分野における公共施設等の取り組みに対して全庁的な指針を定めたものです。

なお、本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画並びに、個別の施設を対象として策定されている各個別施設計画（長寿命化計画）に該当し、添田町公共施設等総合管理計画を上位計画と位置づけ、方針との整合性を図るものとします。

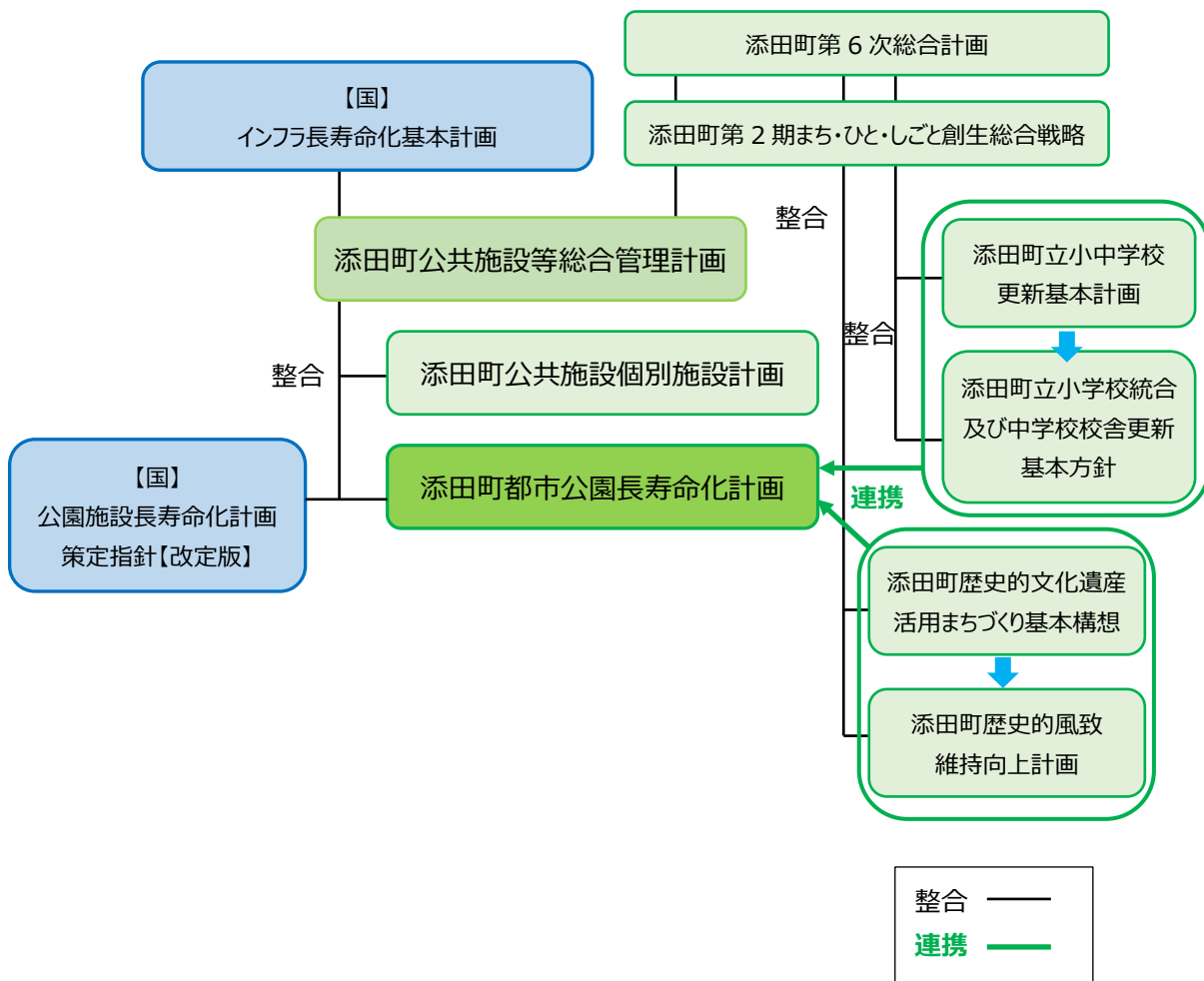


図 本計画の位置づけ

第2章 公園施設の概要

1. 都市公園整備状況

表 添田町 都市公園一覧

公園名	種別	面積	告示日	備考
添田公園	総合公園	18.10ha	昭和 34 (1959) 年 2 月 21 日	遊具有
豆塚公園	街区公園	0.25ha	昭和 51 (1976) 年 2 月 7 日	遊具有
富山公園	街区公園	0.40ha	昭和 57 (1982) 年 11 月 13 日	
真木公園	街区公園	0.96ha	昭和 60 (1985) 年 7 月 11 日	
庄公園	街区公園	0.51ha	昭和 63 (1988) 年 12 月 22 日	
上中元寺公園	街区公園	0.55ha	平成 2 (1990) 年 3 月 7 日	



図 位置図

2. 計画対象公園

本町が管理している都市公園は6箇所あり、総面積は20.77haとなっています。町の人口8,801人（令和2年度国勢調査結果）に対して一人当たりの都市公園面積は23.60㎡/人となっています。

（令和2年10月1日時点）

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
6	20.77ha	23.60㎡

注) 一人当たりの都市公園面積算定については、管理対象都市公園面積に対する面積表示です。

注) 人口は令和2年10月1日国勢調査の人口（8,801人）とし一人当たり都市公園面積を算出しています。

本町の6公園に対して、都市公園事業における施設ストックの管理にあたっては、限られた予算の中で今後進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る観点から、適正な施設点検、維持補修等の予防管理下で、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行う必要があります。添田公園以外の街区公園には、公園規模に対して、建築物や工作物がないことより、予防保全による老朽化対策が、事後保全による管理に対し、大きなメリットが無いことが想定されます。

本計画では、施設の規模、老朽化及び利用状況などを総合的に勘案し添田公園を対象としました。

（令和2年10月1日時点）

計画対象都市公園	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
添田公園	18.10ha	20.57㎡

3. 添田公園にかかる関連計画

1) 「添田町第6次総合計画（令和3（2021）～令和12（2030））」における添田公園の施策
本町の第6次総合計画では、基本構想として10年後のありたい姿（将来像）を以下のとおり掲げ、
5つのまちづくりの方向性を基本理念としています。

【10年後のありたい姿（将来像）】

いつまでも健康で住み続けられる・住みたくなるまち
誰もが孤立することなく健康で、持続可能な農林業や、人々の交流を生み出す観光などによる
雇用創出を図り、豊かな自然環境のもと住み続けられる、住みたくなるまちをつくる

【基本理念】

- 一、みんなが健康で明るくあたたかい家庭と、うるおいのあるまちをつくります。
- 一、教育とスポーツの振興につとめ、青少年が健全に成長するまちをつくります。
- 一、恵まれた美しい環境と先輩の業績に感謝し、福祉豊かな活力あるまちをつくります。
- 一、創意と工夫により、生産を高め、産業と文化のいきづまちをつくります。
- 一、恵まれた文化財や美しい自然を大切に、訪れる人々をあたたかく迎える魅力ある観光のまちをつくります。

【合言葉】

「みんなでまちづくり」

その中で、「施策別のありたい姿と施策の内容」として以下の施策を掲げています。

(1) 【定住・愛着】住みたい・住み続けたいまち

②調和の取れた土地利用と良好な景観形成

本町特有の風情を保ちつつ、土地が有効に利用されている状況を目指し、美しい景観づくりや公園及び緑地の適正な維持管理、町有財産の利活用を促進するとともに、土地の基礎資料となる地籍調査を計画的に実施します。

さらに実行計画においては、具体的な取り組みとして以下の事業を掲げています。

施策 2 調和の取れた土地利用と良好な景観形成

②主要施策名/・主な事業	期待される成果
②公園及び緑地を維持管理する ●都市公園維持管理業務 ●都市公園再整備事業	●安らかな町民生活や町の印象向上につながります。

目標指数に、「公園及び緑地を維持管理する」を掲げ、令和7年度の入込者数を15,000人としています。

2) 「添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想（平成 30 年 3 月）」における位置づけ

平成 30 年 3 月に改訂された「添田町歴史文化遺産活用まちづくり基本構想」は、町内各地に眠る数多くの歴史文化遺産を掘り起こすとともに、町内外で既に評価されている豊かな自然や歴史・文化を活用することにより、町の活性化を図ることを目的として策定されています。実現に向けては、従来から取り組まれている文化財保護法等に基づく指定文化財の取組みとともに、未指定の歴史的建造物の保護や伝統的な祭り行事、産業を今後も継承し、これらの歴史・文化的資源を積極的に活用することが求められています。

【歴史まちづくりの目標】

**霊峰「英彦山」の下で育まれた歴史文化の保存活用を通じ
人々の交流と添田町へのシビックプライドを醸成**

第 4 章の歴史まちづくりの進め方に、「添田本町等地区保存活用計画」が掲載されており、添田本町等地区の歴史まちづくりの方向性を示しています。

**英彦山参詣で発展した関連文化財群の保存活用による、
交流・文化的生活を通じてまちの豊かさを向上**

その中で添田公園は桜の名所としての観光資源、観光スポットであり、添田本町等地区において、トイレやベンチ、広場等といった便益施設を整備し、休憩や交流をする場としても位置付けられています。

さらに実施方針 4「歴史的文化遺産の周辺環境の維持・向上」の中で添田公園の散策路の整備について、言及しています。

実施方針 4「歴史的文化遺産の周辺環境の維持・向上」

【添田公園の整備】

岩石城が立地していた岩石山の山麓を活かして開園された添田公園は、自然豊かな環境を維持するとともに、回遊や交流を促す場として、既存散策路も含め未整備となっている散策路再整備を推進します。

3) 「添田町歴史的風致維持向上計画（令和4（2022）年3月）における添田公園の施策

「添田町歴史的風致維持向上計画」は、本町を取り巻く状況に対応するため、平成20年に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」に基づき、脈々と受け継がれてきた大切な歴史的風致を今後も継承することを目的として計画を策定しています。また「添田町歴史的風致維持向上計画」の推進により、地域の特性や魅力を有効かつ適正に活用し、更なる魅力の発見による振興を図り、町民相互の交流や来訪者をもてなす観光等により地域の活性化が推進され、町民の町に対する愛着が育まれることを期待するものです。

「添田町歴史的風致維持向上計画」では添田本町地区を重点区域として設定し、添田公園の整備の必要性を言及しています。（各番号は計画書内の段落番号です。）

第4章 重点区域の位置及び区域

2. 重点区域の区域

(2) 添田本町等区域

添田本町等区域の区域は、北側を岩石山から下る登山道と清水川、日田道沿道に接する敷地背面の農地を含む敷地境界、道路を結ぶ区域とし、西側を岩瀬から添田駅へ至る道路と町役場を包含する道路、添田駅へ至る道路を結ぶ区域とし、南側を添田駅から添田公園へ至る道路と岩石山へ上る登山道を結ぶ区域とし、東側を行政界として、その区域を設定する。

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

2. 重点区域に関する事項

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域「添田本町等区域」内は、岩石城が立地していた岩石山の山麓を活かして添田公園が開園されたが、散策路の一部が未整備となっている。そのため、既存の散策路を再整備するとともに、未整備の散策路の整備を実施する。

また、文化財の周遊路として添田町全体の一体感を創出させるため、誘導サインや施設説明板のデザインの統一性を図るための公共サインのデザイン方針を策定し、それに基づいた整備を実施する。

【添田公園整備事業】

岩石城が立地していた岩石山麓の山谷林泉の美しさを活かして開園した添田公園について、散策路の再整備とともに未整備となっている散策路の整備を行う。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方

イ 歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成に関する事業

英彦山神宮門前町や添田本町をはじめ、重点区域内の歴史的環境や周囲の豊かな自然景観等が損なわれないよう、必要な事業を実施することで、環境の維持・形成を図る。

(原文のまま転載)

4. 対象公園施設

1) 添田公園の概要

添田公園は、岩石山のもつ山谷林泉の美を活かして昭和6（1931）年に都市公園として開園された公園です。峰地炭鉱を興した蔵内氏の同族であった久良知妙真は、不動池やその周辺の岩石山の山麓に地藏尊を祀り、不動滝周辺の霊場園地整備を行い、大日寺として完成させました。公園の東南側に不動滝があり、この水が公園の南側に位置する不動池に流れ込み、西側に流れて不動川となっています。不動滝は、高さ約30m、幅約2mでその水は清冷で、岩に砕けて飛沫する様子は盛夏でも涼を覚えます。

また、不動池周りに多数植えられた梅の古木をはじめ、2,000本余の桜、4,000株余のつつじが春夏を彩り、秋には山麓の紅葉、鶯、ハゼなどが錦色に輝き、園地から添田本町地区への動線は趣のある情景を醸し出しています。この風光明媚な情景は、岩石山の軽登山とともに多くの人々が訪れるハイキングコースとして活用されています。しかし開園から時間が経ったことにより散策路が老朽化するとともに、散策路が未整備となっている状況も影響し、来園者が減少している状況です。

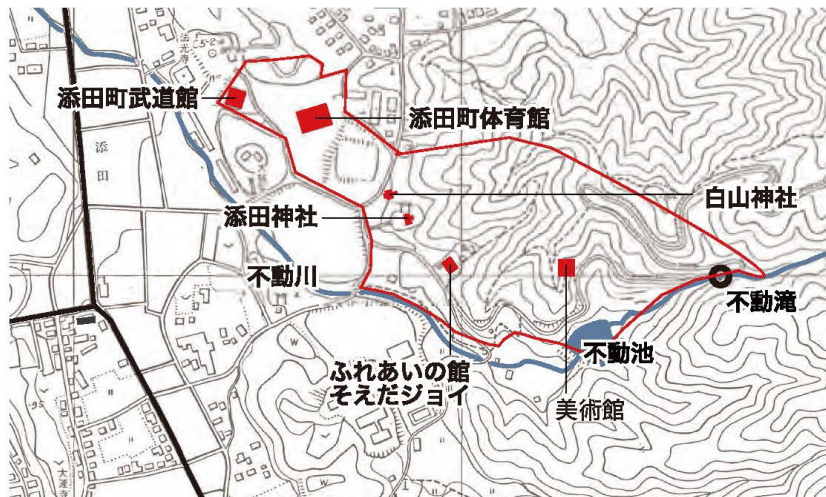


図 添田公園周辺図

資料：添田町歴史的風致維持向上計画



写真 不動池



写真 平常大門

本計画において、公園内で下記エリアを設定しています。

表 公園内のエリア（計画対象エリアのみ）

エリア名	エリアの特徴
官舎エリア	管理棟や倉庫等が整備されています。
駐車場エリア	公園の入口付近で駐車場やサイン等が整備されています。
子ども広場エリア	公園山部登り口に位置し、遊具や便所等が整備されています。
花見広場エリア	子ども広場に隣接し、花見等ができるエリアで野外音楽堂が整備されています。
不動滝エリア	不動滝の周辺エリアで、池があり、水辺を散策できるようになっています。
展望休憩所付近エリア	公園山部東側で、標高の高い部分で、展望台等の施設が整備されています。
共通部	上記エリア以外の箇所（道路等）

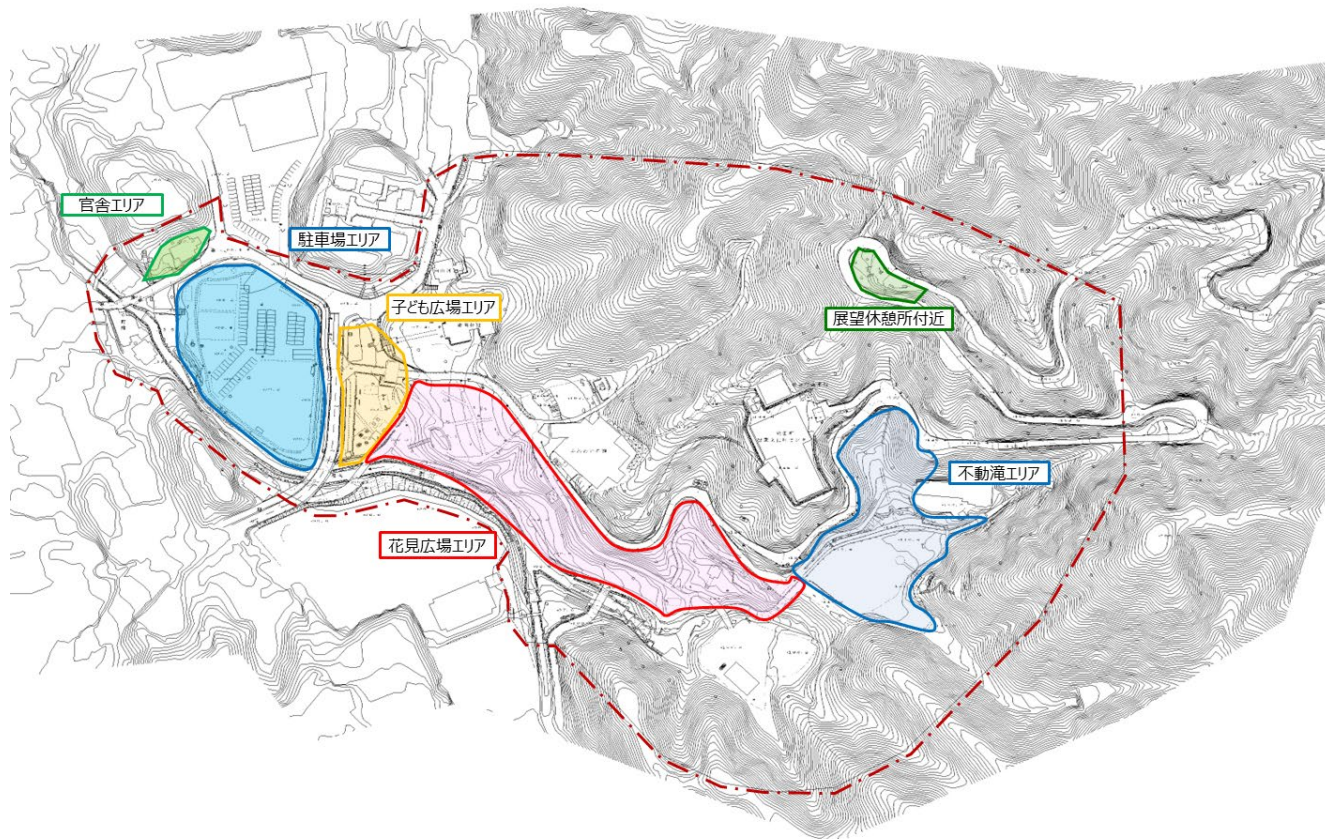


図 エリア図

2) 対象公園施設数

計画対象公園施設は、都市公園法第2条第2項に規定される公園施設のうち、園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、教養施設、便益施設、管理施設、その他の合計は、104箇所、149施設です。

※本公園には運動施設はありません。

表 公園施設箇所及び公園施設数

公園施設種類	公園施設名	施設箇所数	公園施設数
園路広場	橋梁・階段・道路等	8	8
修景施設	燈籠・記念碑等	12	15
休養施設	東屋・ベンチ・テーブルベンチ等	16	35
遊戯施設	すべり台・ロッキング遊具・健康遊具等	7	7
運動施設	該当無	—	—
教養施設	ステージ等	1	1
便益施設	トイレ・時計台	2	2
管理施設	照明灯・擁壁・フェンス・柵・管理棟・倉庫・排水	55	78
その他	展望台等	3	3
合計		104	149

※施設箇所数は、施設がある箇所数を示し、施設数は数量を集計しています。

※フェンス、擁壁、柵については、延長数量ではなく、設置箇所数で集計しています。

5. これまでの維持管理状況

1) これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、町担当職員と公園維持管理団体による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検、法や基準に基づく定期点検を行っています。危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修等の対応を行ってきました。

2) 選定理由

点検調査より、改修が必要と判断した公園施設の中から、施設の劣化や老朽化にともなう不具合が、公園利用者の安全な利用に支障を及ぼす公園施設に対して、予防保全施設は補修及び更新計画、事後保全施設は更新計画を策定します。加えて、予防保全対策及び日常管理により安全の確保や、ライフサイクルコストが縮減できる公園施設を選定し、計画的な管理により長寿命化を図ります。

第3章 健全度を把握するための点検調査結果の概要

1. 点検調査実施時期・期間

点検調査は、2022年9月1日に実施しました。対象施設について、状態を確認するために149施設の健全度調査を行いました。調査に際しては、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）健全度調査・判定事例集（平成24年4月）」に準じてそれぞれ施設の分類ごとに健全度の把握を行いました。

1) 点検調査方法

対象施設について、状態を確認するために以下の149施設の健全度調査を行いました。調査にあたっては、以下の指針、基準等に準じて行いました。

対象施設	点検調査における基準等
公園施設	「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に示される健全度調査票を基に、健全度の把握を行いました。
遊戯施設	「遊具の安全に関する基準（JPFA-S:2008）」に示される遊戯施設の定期点検票を基に、健全度の把握を行いました。
建築物	「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に示される健全度調査票と健全度調査用チェックシートを基に、一級建築士による健全度の把握を行いました。

施設の分類については、次表の施設凡例に置き換えるものとします。

表 公園施設凡例

種別		施設例	単位
一般施設	一般施設 A	照明施設・引込柱・時計（高価なもの）、門・柵（高価なもの、転落防止目的等、柵は200㎡当たりとする）	基
	一般施設 B	ステージ、デッキ、記念碑等（モニュメント等）	基
	一般施設 C	休憩所・東屋・パーゴラ、日陰だな等（10㎡以上） ※製品でない場合は、建築物として扱う	基
遊具	遊具 A	単体ロックング遊具、シーソー、境界柵、砂場、等これに類似した遊具	基
	遊具 B	すべり台、等これに類似した遊具	基
土木構造物	擁壁	橋梁、擁壁、護岸等	箇所
	橋梁		橋
	護岸（池）		施設
建築物	100㎡未満	体験学習施設、管理事務所、休憩所などの他、簡易建築（10㎡以上の倉庫、トイレ等）を含む	施設
その他・各種設備		給排水、受変電、消防用等の設備、法令等で点検に必要な施設	施設

2) 健全度調査項目

本調査の健全度調査項目は下記のとおりとしました。

材質	健全度調査項目 (損傷種類)	状況	確認方法
金属	1.防食機能劣化/腐食	防食機能の劣化とは、鋼材の防食被覆（塗装、メッキ・金属溶射）の劣化により、変色・光沢減少、ひび割れ、はがれ等が生じている状態をいう。 腐食とは、鋼材に錆が発生している状態、または、錆の進行により断面欠損を生じている状態をいう。	目視
	2.ゆるみ・脱落	接合部分のボルト類にゆるみが生じたり、脱落している状態	目視触診
	3.亀裂	鋼材に外力が繰り返し作用することで、弱点部（溶接の内部欠陥、溶接の止端部、ボルト孔等の応力集中部）を起点とする微細な亀裂が発生した状態	目視
	4.摩耗	材料が他の物体と摩擦接触の繰り返しにより、表面が擦り減った状態	目視
コンクリート	5.ひびわれ	コンクリート部材の表面にひびわれが生じている状態	目視
	6.剥離・鋼材露出	コンクリート部材の表面が剥離している状態。剥離部で鉄筋が露出している場合を鉄筋露出という	目視打診
木	7.腐朽/蟻害	腐朽菌やシロアリ等による劣化。変色・カビの発生や断面の減少が生じている状態	目視
共通	8.変形・破損	材質や原因に関わらず、部材に傷や変形、欠損、摩耗等の外観的損傷が生じている状態	目視
	9.ぐらつき	ぐらつき等、所定の固定性が失われている状態	目視 触診
	10.移動・沈下・傾斜	移動や沈下、傾きが生じている状態	目視
	11.漏水・滞水	漏水や滞水が生じている状態	目視
	12.その他	その他の損傷が生じている状態	目視

2. 点検調査結果の概要

1) 点検調査結果(健全度評価)

点検調査を実施し、施設の劣化や損傷の状況を調査して、健全度をA～Dの4段階で評価しました。各健全度判定における評価基準を、以下に示します。

対象公園施設における施設健全度状況は、A判定は15施設、B判定が47施設、C判定が61施設、D判定が26施設となっています。C及びD判定の公園施設87施設は補修・更新等の対策が必要です。また、部分的に劣化が進行していると評価しているB判定は32%ほどあります。

健全度がC判定及びD判定となっている公園施設の多くでは、コンクリートの劣化、金属部材の腐食、発錆、ボルトの欠損、塗装の剥がれ等が多く見られました。

表 健全度判定の評価基準

健全度判定の評価基準	
A	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要なもの。

表 健全度調査結果

公園施設名	詳細	A	B	C	D	小計
一般施設	一般施設A	3	4	33	6	46
	一般施設B	4	3	4	2	13
	一般施設C	1	25	12	8	46
土木構造物	土木構造物	-	14	7	2	23
建築物	建築物	-	1	4	7	12
遊戯施設	遊具A	6	-	-	-	6
	遊具B	1	-	-	-	1
各種設備		-	-	-	1	1
その他	その他	-	-	1	-	1
小計		15	47	61	26	149

3. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、前項で示した「健全度判定」及び下記に示す「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくものとします。考慮すべき事項は、劣化状況及び設置年数等により設定します。

健全度判定に基づき、施設の補修、もしくは更新に対する緊急度（高、中、低）を設定します。

- ・健全度Dの施設は緊急度「高」とします。
- ・健全度Cの施設は基本的には緊急度「中」としますが、特に優先度が高い（構造等に影響のある部位）施設については緊急度「高」とします。
- ・健全度A、Bと判定された施設は、緊急度「低」とします。

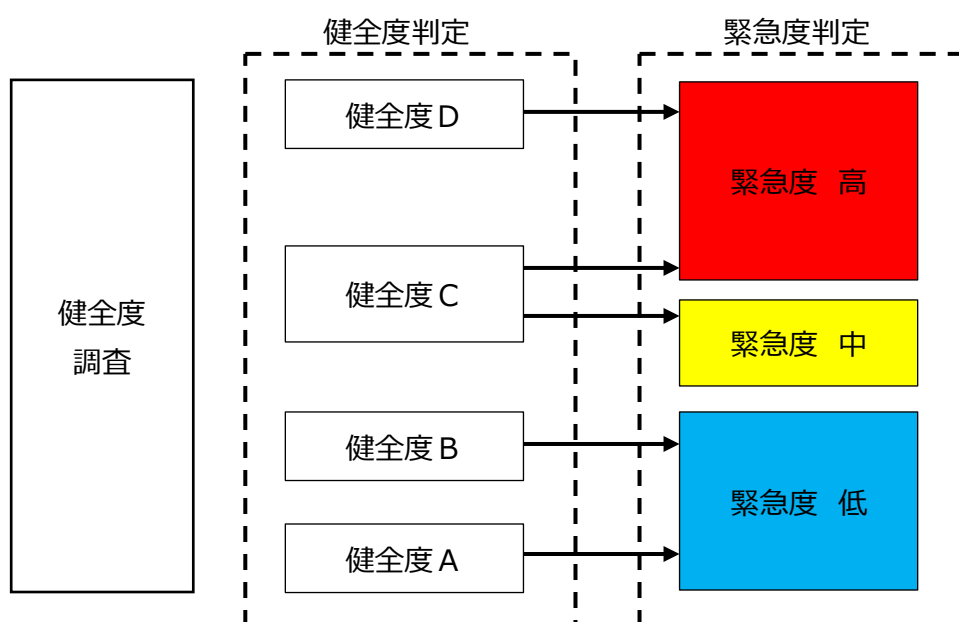


表 緊急度判定

緊急度	判定の目安・考慮すべき事項
高	健全度判定がDの施設。 健全度判定がCの施設のうち、優先して補修（構造等に影響のある部位）、もしくは更新を行うこととする公園施設。
中	健全度判定がCの公園施設のうち、優先して補修、もしくは更新を行わない公園施設。
低	健全度判定がA又はBの公園施設。

第4章 日常的な維持管理に関する基本的方針

日常的な維持管理については、都市公園法で定められた公園維持修繕基準を基本とし、以下のとおり維持管理に関する方針を定めます。

1. 公園の管理体制

維持保全を実施することで、公園施設の機能の保全と安全性を維持するため、公園施設の劣化を把握します。

項目	内容
清掃	遊具の周辺にガラス片、石、コンクリートガラ等の支障物があった場合や、敷地内に異物や犬猫のフン等が発見された場合は、清掃を行います。
保守	施設の導入時の性能及び機能を維持するために、周期的に消耗品（小部品等）の交換、設備機器等の汚れの除去、部品の調整（ボルト・ナット類の増締等）等の軽微な作業を行います。
修繕	施設の劣化や損傷した部位・部材又は機器の性能・機能を、使用上支障のない状態まで回復させ、比較的小規模な範囲で劣化した部材・部品等の交換や部分的な修復を行います。

2. 点検の方法

維持管理のために、日常点検と定期点検を実施します。

1) 日常点検

日常業務の中で目視、触診等により、施設の変形や異常の有無を調べます。主に、構造部材のぐらつきや、腐食・腐朽が進みやすい鋼製部分や地面付近の状態等に着眼して行います。

2) 定期点検

遊具の定期点検は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準」（一般社団法人日本公園施設業協会）の最新版を参考に、公園管理者が専門技術者等と協力して年に1回実施します。利用者が安全に利用できるかという視点を持って構造部材や消耗部材について、日常点検より詳細・入念な点検を行うこととします。遊具の他に、実施の義務がある法定点検を確実に実施します。また、その他の施設のうち予防保全型管理を行う施設については、定期的に健全度調査を実施します。定期点検を実施するものは定期点検結果に応じて、法定点検を実施するものは法定点検結果に応じて、健全度調査を実施するものは健全度調査結果に応じて、計画の更新を行います。

3) 公園施設種類別の維持管理方針

公園施設種類別の維持管理方針は以下のとおりとします。

公園施設種類	公園施設種類別の維持管理方針
園路広場	利用者の園内の移動を円滑かつ安心安全に行う必要があり、利用者にとっては、舗装面の陥没や、それによる排水不良等で利便性や快適性が損なわれないよう、日常点検にて、アスファルトやコンクリート等の舗装面の経年変化によるクラックの発生や、樹木の根上がりによる不陸の発生などを注視して管理を行います。
修景施設	ほとんどの修景施設では、部材の劣化などを発見した時点で修繕を行い、植栽は、樹木の健全な育成、視界の確保、病害虫の駆除など植栽地の特性を踏まえた管理を行います。
休養施設	ベンチ、野外卓等は、部材の劣化・木部の腐朽等を発見した時点で、防腐処理、部品交換等の修繕を行います。 東屋は、定期的に塗装等を実施して延命化を図ります。
遊戯施設	遊具に対するハザードを除去し、子どもにとって安全で楽しい遊び場を確保することが求められるため、日常点検及び年 1 回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握します。 特に可動施設は、パーツの破損やボルト・ナットの緩み、塗装の剥離なども発生しやすいため、安全性の確保の面からも劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行います。
教養施設	ステージは主にイベント等に使用するため、美観が求められます。 通常の点検時に、汚れや不具合があれば、清掃、修繕を速やかに行い、使用者への使用後の清掃も依頼します。
便益施設	便所は、日常的な点検において設備の破損・故障箇所の補修を行うほか、建物の屋根や外壁などの定期的な補修を行います。 水を使用するものは、日常点検にて、流水の可否や集水桝の機能を確認し、破損箇所を発見した時点で修繕を行います。
管理施設	フェンスは、塗装や溶接箇所の劣化、本体コンクリートの破損等に対する補修を行います。 照明施設は、ポールの再塗装や灯具のランプ・安定器等の取替など、日常的な管理で維持します。 擁壁は、基礎の状況や擁壁のハラムやひび割れなどに対して、状況に応じて補修を行います。 老朽化した倉庫等は減築を図り、統合します。
その他	展望所は、日常的な点検において設備の破損・故障箇所の補修を行うほか、外壁などの定期的な補修を行います。

第5章 公園施設の長寿命化のための基本方針

公園施設の長寿命化のための年次計画は、以下の基本方針を設定し、計画の策定を行います。

1. 公園施設の長寿命化のための基本方針（予防保全型管理に関する方針）

公園施設の長寿命化対策は、劣化や損傷が進み、緊急度を「高」と設定した公園施設に対する長寿命化のための補修、もしくは更新を中心に、現在健全である公園施設についても定期的な補修などを実施することで、公園施設の長期間に渡る機能の発揮を目指す事が重要です。

本計画において公園施設の長寿命化に関する方針及び予防保全型管理を行う公園施設について、基本的な方針を以下のとおり設定します。

定期的な健全度調査の実施方針

・定期的な健全度調査の頻度は以下を標準とします。

- 5年に1回以上を標準
 - a. 一般施設
 - c. 土木構造物
 - d. 建築物（100 m²以上の特殊建築物以外）
- 毎年
 - b. 遊具（職員による点検を行う）
 - e. 各種設備（法令などの規定による点検）

2. 施設の更新の基本方針

施設の更新を集中的に実施することにより、老朽化した施設の適正かつ効率的な更新を図り、公園施設のサービス水準の向上とともに、公園利用者が安全・安心に利用することが可能となる維持管理・更新計画とします。

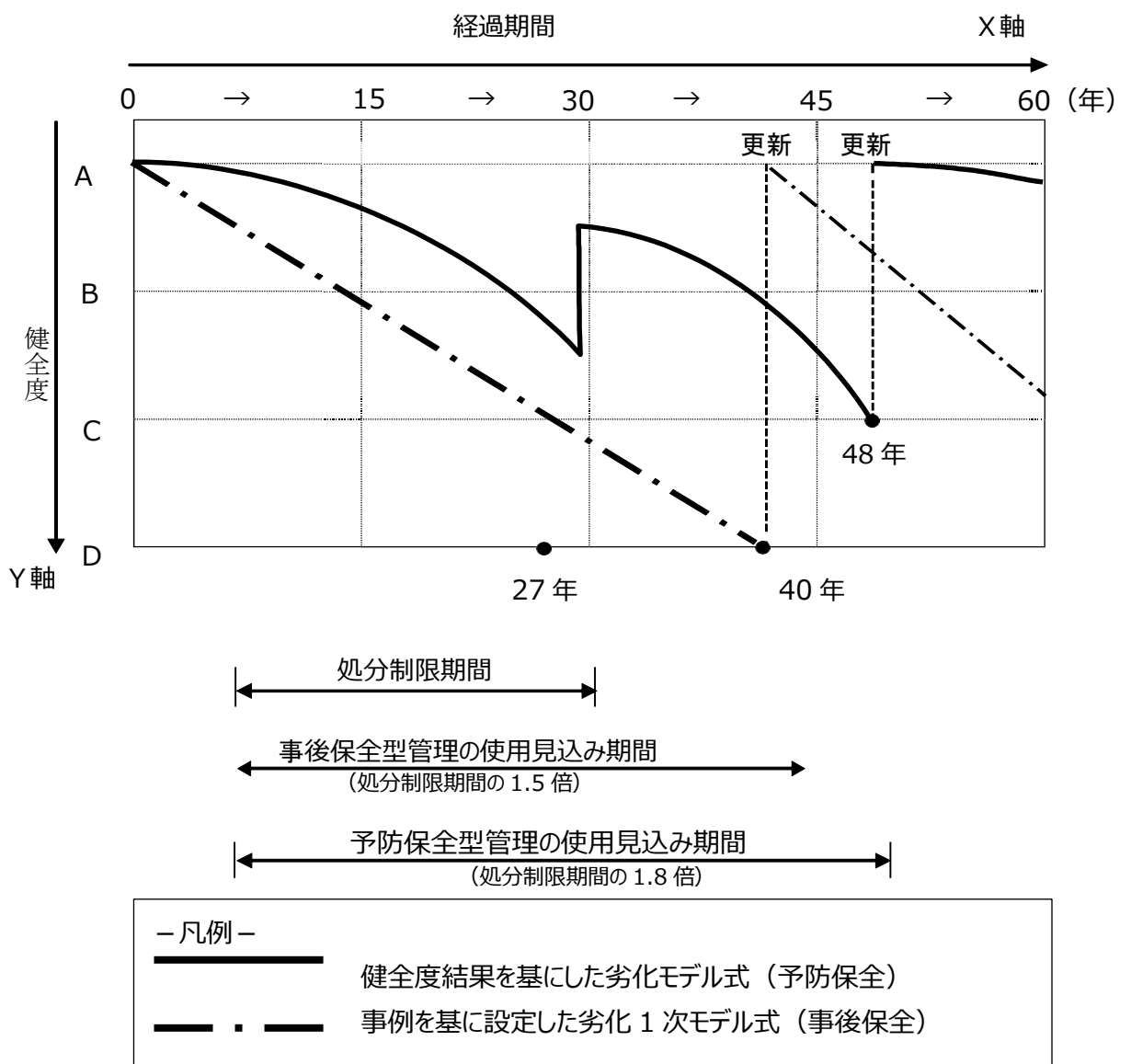
3. 使用見込み期間の設定について

公園施設は処分制限期間を大きく超えるものが存在するため、公園施設の使用見込み期間は、公園施設の劣化や損傷の状況に即して設定する必要があります。地域性、気象条件や利用状況等により差異が出ますが、本計画においては、予防保全型管理と事後保全型管理により使用見込み期間を設定します。

公園施設の使用見込み期間を、予防保全と事後保全に区分し、次表のとおり検討します。ただし、利用者ニーズ等により、常に美観や安全性、利便性を設置当初から維持する必要がある施設については、処分制限期間を超えていれば更新を行うものとします。

表 使用見込み期間の設定

	事後保全型管理における 使用見込み期間	予防保全型管理における 使用見込み期間
処分制限期間が 20年未満の施設	処分制限期間の2倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2倍と設定 (処分制限×2.4)
処分制限期間が 20年以上～40年未満の施設	処分制限期間の1.5倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2倍と設定 (処分制限×1.8)
処分制限期間が 40年以上の施設	処分制限期間の1倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2倍と設定 (処分制限×1.2)



前項に示す処分制限期間と係数の関係をそのまま適用すると、処分制限期間の大小の関係が使用見込み期間で逆になるケースが存在するため、下表に示す補正した使用見込み期間を適用します。

表 使用見込み期間の設定（補正後）

処分制限期間（年）	使用見込み期間（年）	
	事後保全型管理	予防保全型管理
7	14	17
8	16	19
9	18	22
10	20	24
11	22	26
12	24	26
13	26	31
14	28	34
15	30	36
16	30	36
17	30	36
18	30	36
19	30	36
20	30	36
21	32	38
22	33	40
23	35	41
24	36	43
25	38	45
26	39	47
27	40	48
28	40	48
29	40	48
30	40	48
31	40	48
32	40	48
33	40	48
34	40	48
35	40	48
36	40	48
37	40	48
38	40	48
39	40	48
40	40	48
41	41	49
42	42	50
43	43	52
44	44	53
45	45	54
46	46	55
47	47	56
48	48	58
49	49	59
50	50	60
51	51	61
52	52	62
53	53	64
54	54	65
55	55	66
56	56	67
57	57	68
58	58	70
59	59	71
60	60	72

4. 点検調査結果を踏まえた更新、維持管理の実施

1) 予防保全施設

予防保全施設は、原則健全度がC判定となった時点で速やかに適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図ります。使用見込み期間や処分制限期間を超えていない施設であっても、点検結果でC判定・D判定の施設は更新・補修対象として、公園利用者の安全に配慮します。

部材の交換や補修などの対策を行うことにより、劣化の要素が除去できる場合は、施設の更新は行いません。ただし、施設の構造にかかわる部分や施設全体に劣化が進んでいる場合は、更新対象とします。

本計画においては、下記施設を予防保全施設とします。

公園施設種別	主な公園施設
遊戯施設	アニマルシーソー・ロッキング遊具・すべり台・背のばしベンチ・ストレッチタワー
便益施設	便所
休養施設	東屋
その他	展望台

2) 事後保全施設

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持します。事後保全施設は、使用見込み期間や処分制限期間を超えていない施設であっても、日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、公園利用者の安全に配慮し、施設の更新等を行います。

本計画においては、前項予防保全とした施設以外の施設は事後保全施設とします。

3) 点検調査の結果がA判定、B判定の施設

点検調査の結果がA判定、B判定の施設は使用見込み期間に更新を設定します。また、計画期間内（2023年度～2032年度）に使用見込み期間を迎える場合は、11年目（2033年度）以降に対策を実施することとし、公園施設の維持管理に係る費用が最小となる維持管理・更新計画とします。ただし、日常的な維持管理や定期的な健全度調査の実施において、劣化が確認された場合は、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で適正な措置を行います。

第6章 長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

調査結果については、「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）に取りまとめました。

表 補修内容

公園施設種類	公園施設名	主要部材	補修内容	頻度	備考	
園路広場	舗装	アスファルト	オーバーレイ	10年	全体的にアスコンの劣化がみられる時	
	階段	木	クラック穴埋め	3～5年	全面積の5～15%にクラック陥没が生じた時	
	橋梁		一部取替	適宜判断	—	
休養施設	休憩所	RC造	塗装	適宜判断	—	
			部品交換	適宜判断	—	
		木造	躯体補修	適宜判断	—	
			屋根補修	適宜判断	—	
遊戯施設	シーソー	鋼材	躯体補修	適宜判断	—	
			屋根補修	適宜判断	—	
			塗装	2～3年	計画補修として実施	
			スプリング等交換	3～4年	キーキー音がする（ヘアリング使用の場合）	
	スプリング遊具 ロッキング遊具	鋼材	スプリング等交換	5～7年	軸受部	
			タイヤ交換	3～5年	スタッパゴム（緩衝部）	
		樹脂	塗装	2～3年	計画補修として実施	
			スプリング等交換	5～7年	スプリング	
	すべり台	ステンレス	塗装	2～3年	計画補修として実施	
		ステンレス	部品交換	5～7年	ローラー（ローラーすべり台の場合）	
	健康器具系 遊具	木	塗装	2～3年	計画補修として実施	
			部品交換	適宜判断	摩耗度、腐朽度に応じて	
		鋼材	塗装	2～3年	計画補修として実施	
			部品交換	適宜判断	—	
	管理施設	便所	RC造	外部補修	3～4年	計画補修（塗装）として実施
				内部補修	1年	破損状況に応じて（ドア等補修）
屋根補修				適宜判断	—	
給排水設備補修				1年	破損状況に応じて（配管等補修）	
電気設備補修				適宜判断	—	
機械整備補修				適宜判断	—	
管理事務所		RC造	外部補修	5年	（塗装）チョーキング、さびが浮いたとき、変色がはなはだしいとき、はがれる傾向にあるとき	
			内部補修	1年	破損状況に応じて（ドア等補修）	
			屋根補修	適宜判断	—	
			給排水設備補修	1年	破損状況に応じて（配管等補修）	
柵		木	塗装	適宜判断	—	
			部材交換	適宜判断	—	
		コンクリート	塗装	適宜判断	—	
			部材交換	適宜判断	—	
柵 (フェンス)		鋼材	塗装	2～3年	計画補修として実施	
			部材交換	1～3年	破損状況に応じて	
柵（手すり）		鋼材	塗装	3～4年	計画補修として実施	
			部材交換	1～2年	破損状況に応じて	
照明灯		アルミ・鋼材	塗装	2～3年	計画補修として実施	
			一部取替	1～3年	破損状況に応じて	
			時計交換	適宜判断	—	
			塗料交換	適宜判断	—	
倉庫、 機械室等		RC造	塗装	3～4年	計画補修として実施	
			部品交換	5～10年	自動点滅器	
			灯具交換	15～20年	電線類、分電盤	
			安定器交換	1年	切れたもの、照度低下	
		鋼材	外部補修	5～10年	—	
			外部補修	5年	（塗装）チョーキング、さびが浮いたとき、変色がはなはだしいとき、はがれる傾向にあるとき	
	屋根補修		適宜判断	—		
	電気設備補修		適宜判断	—		
	機械整備補修		適宜判断	—		
	外部補修		3年	（塗装）チョーキング、さびが浮いたとき、変色がはなはだしいとき、はがれる傾向にあるとき		
	屋根補修		適宜判断	—		
	電気設備補修		適宜判断	—		
部品交換	適宜判断	—				
部品交換	1～3年	破損状況に応じて				

1. 各エリアにおける位置づけ及び整備方針

本公園内各エリアについては、現場劣化調査の結果多くの施設で、すでに使用見込み期間を超えているものが多くあり、改修時期に達している施設を建替え、補修、または集約化していく事が必要となります。公園全体の長寿命化を目指すにあたり、エリアごとの位置づけを整理し、現状の施設に対する対策をまとめるものとします。

表 エリアにおける位置づけ

NO	エリア名	エリアの位置づけ
1	官舎エリア	駐車場エリアへの統合
	駐車場エリア	駐車場及び公園管理の拠点
2	子ども広場エリア	子どもの遊び場、高齢者の健康づくりの場所
3	花見広場エリア	桜を中心とした植栽、地域のイベントの場所
4	不動滝エリア	水辺における歴史、自然と調和のとれた場所
5	展望休憩所付近エリア	岩石山登山の中継地としての展望の場所
6	共通部	添田公園内の景観、安全を保つ必要設備

※ここでは官舎エリアを駐車場エリアとの統合を検討するため、同一エリアとして整理します。

1) 駐車場エリアの整備方針（官舎の統合を含む）

① 官舎及び駐車場エリアの現況

官舎及び駐車場エリアの現況は下記のとおりです。

表 官舎及び駐車場エリアの現況

エリア名	エリアの現況
官舎エリア	公園維持管理者の管理棟、備品倉庫として活用していますが、老朽化が著しく、また体育館側に倉庫を3施設設置していますが、いずれも老朽化が激しく有効な活用ができていません。また想定している使用見込み年数を超えています。
駐車場エリア	現在、普通車75台、大型車2台の駐車スペースが整備されています。その他に、ゲートボール場、倉庫、休憩所、水呑場、園路が整備されています。

② 今後の方向性と整備方針

「添田町歴史的風致維持向上計画」では添田本町地区を重点区域として設定し、本公園の整備の必要性を言及しています。周辺に大きな駐車場は整備されておらず、本公園内の駐車場は公園利用者のみならず、観光者のユーティリティとして重要な施設であり、イベント開催時の拠点にもなり得る場所となっています。今後、学校建設事業との連携により、さらに公園の利用が増加する見込みや、避難場所としての機能も考慮し、未利用となっている部分の駐車場整備や、周囲の園路整備を行ってまいります。町道の橋の下から遊歩道、子ども広場エリア等へのアクセスを円滑かつ安全にできる整備を検討してまいります。

また、公園管理の機能を高めるために、現状の延床面積からの減築を図った上で管理施設の建替えを

実施します。建替え場所は駐車場エリアとし、現状の官舎エリアの倒木のおそれがあるものについては除伐を行います。

検討に際しては、地元や公園利用者等の意見を踏まえながら実施するものとします。

写真 駐車場及び官舎エリア 全景



写真 官舎エリア 管理棟・倉庫

<p>住居倉庫 1</p>		<p>倉庫 1</p>	
<p>住居倉庫 2</p>		<p>倉庫 3</p>	

写真 駐車場エリア 設備

<p>東屋</p>		<p>水呑場</p>	
<p>メッシュフェンス</p>		<p>ガードパイプ</p>	

2) 子ども広場エリアの整備方針

① 子ども広場エリアの現況

子ども広場エリアの現況は下記のとおりです。

表 子ども広場エリアの整備

エリア名	エリアの現況
子ども広場エリア	すべり台（小）、ロッキング遊具やストレッチタワー、背のばしベンチ（健康遊具）を整備しており、遊具は低学年が、健康遊具は高齢者が利用しています。また東屋、トイレも整備されており、子ども広場は駐車場エリア、野外音楽堂エリアや不動川沿いの遊歩道にもアクセスしているため人通りが多い場所となっており、周辺の利用者が休憩等に立ち寄ることもあります。

② 今後の方向性と整備方針

遊具や器具の種類や数量が少ないため、利用頻度を考慮した遊具や器具の整備、駐車場エリア及び遊歩道など隣接地から寄り付きやすい園路整備を検討します。

写真 子ども広場エリア 全景



写真 子ども広場エリア 施設等

<p>東屋</p> 	<p>看板</p> 
<p>ストレッチタワー</p> 	<p>シーソー</p> 
<p>すべり台</p> 	<p>ロッキング遊具</p> 
<p>背伸ばしベンチ</p> 	<p>浄化槽機械室</p> 

3) 花見広場エリアの整備方針

① 花見広場エリアの現況

花見広場エリアの現況は下記のとおりです。

表 花見広場エリアの整備

エリア名	エリアの現況
花見広場エリア	周辺はソメイヨシノを代表とした約 150 本の桜が植栽されており、中央に野外音楽堂や PC 擬木ベンチが整備されています。春になると、花見に来訪者が訪れ、野外音楽堂を使ったイベントで賑わっていましたが、経年劣化により、植栽及び施設ともに老朽化が著しい状況となっています。野外音楽堂の利用頻度も 2、3 年に 1 度の状況となっています。

② 今後の方向性と整備方針

桜については維持管理を行いつつ老木は植え替えを検討していきます。野外音楽堂は劣化が著しいため、安全性を確保した維持補修を行いながら、今後、ステージは残して、屋根、壁の上物の撤去を検討します。

その他、地元、シニアパワーアップ塾や学校と連携し、添田公園に関する体験活動（植栽など）の実施を検討し、このエリアの利活用を図ります。

写真 花見広場エリア 施設等



※花見広場エリアは上空写真の樹木に遮られ撮影が不可のため全景写真は非掲載

4) 不動滝の整備方針

① 不動滝エリアの現況

不動滝エリアの現況は下記のとおりです。

表 不動滝エリアの現況

エリア名	エリアの現況
不動滝エリア	周辺の山谷林泉の景観の美を活かして池周辺は不動明王や地蔵のほか、桜やツツジなどの植栽、散策路が整備されており、子どもも楽しめるようミニ SL の駅舎、線路が整備されています。しかしながら、池には土砂が堆積し、散策路も手摺や階段の劣化、不動明王も塗装の劣化、躯体の基礎が欠けている部分など施設の著しい劣化が散見されます。

② 今後の方向性と整備方針

本エリアは、観光資源として位置づけられるとともに、町民の憩いの場でもあります。しかし開園からの経年劣化により遊歩道が老朽化する等の問題も生じており、来園者も減少しています。

来園者が景観や周遊を楽しめるよう、安全で快適な散策路の整備や池の修景整備（泥の浚渫、浄化設備の設置等）、その他施設の長寿命化改修を検討します。

検討に際しては、地元や公園利用者等の意見を踏まえながら実施するものとします。

写真 不動滝エリア 全景



写真 不動滝エリア 施設等

<p>ミニSL 駅舎</p>		<p>ミニSL 格納庫</p>	
<p>浮御堂</p>		<p>不動明王</p>	
<p>橋梁1</p>		<p>橋梁2</p>	
<p>橋梁3</p>		<p>池 (護岸)</p>	

5) 展望休憩所付近エリアの整備方針

① 展望休憩所付近エリアの現況

展望休憩所付近エリアの現況は下記のとおりです。

表 展望休憩所付近の現況

エリア名	エリアの現況
展望休憩所付近エリア	周辺には展望台のほかベンチやテーブル、東屋が整備されており、岩石山登山ルートの中間地点となっています。近くにはドウダントツジのトンネルといったスポットもありますが案内機能の不足が課題となっています。

② 今後の方向性と整備方針

案内看板の整備（近隣スポットも分かるように）、併せて展望台やベンチ、テーブルの老朽化部分を必要に応じて修繕・改修を行います。

写真 展望休憩所付近 全景



写真 展望休憩所付近 施設等



6) 共通部

① 共通部の現況

共通部の現況は下記のとおりです。

表 エリア共通の現況の現況

エリア名	エリアの現況
エリア共通	<p>【照明施設】 数種類の照明設備が整備されていますが、支柱や分電盤等の金属部の劣化が激しいものが多くあります。 また地際部で直接土と接している支柱も多く、今後さらに劣化が進むと思われます。</p> <p>【排水機能】 大雨の際、添田ジョイ手前の水路～駐車場と官舎の間の水路に雨水が集中する構造となっているため、側溝蓋が浮き上がり、周辺に大きな被害をもたらす恐れがあります。</p>

② 今後の方向性と整備方針

【照明施設】

夜間は岩石山へ登山する事は考えにくいことから、駐車場～不動滝エリア内箇所への再配置を検討し、防犯、美観及び省エネルギー機器の使用の視点から、必要と思われる全照明設備のLED化を実施します。

【排水機能】

流路の経路の現状の問題点を抽出し、公園全体の排水機能について対応を検討します。

写真 照明灯



2. 計画期間での事業について

1) 劣化調査結果における既存施設の対応

以下の施設においては、下記のとおり対応を計画します。

表 劣化調査結果による対応事業

エリア名	施設個別名称	判定	劣化状況	対策内容
官舎エリア	住居倉庫 1	D	著しい劣化	撤去
	住居倉庫 2	D	著しい劣化	撤去
	トタン屋根付き小屋	D	著しい劣化	撤去
駐車場エリア	東屋	C	経年劣化	撤去
	時計台	D	著しい劣化	撤去
	看板 1	D	著しい劣化	撤去
	水銀灯 1	C	交換が望ましい	LED 化による更新
	水銀灯 2	C	交換が望ましい	LED 化による更新
	メッシュフェンス	C	経年劣化	更新
子ども広場エリア	外灯 1	C	交換が望ましい	LED 化による更新
	外灯 2	C	交換が望ましい	LED 化による更新
	ガードパイプ 1	D	著しい劣化	ガードパイプの更新
	ガードパイプ 2	D	一部劣化が著しい	ガードパイプの更新
	擬木柵	D	一部劣化が著しい	擬木柵更新
花見広場エリア	野外音楽堂	D	著しい劣化	観察→上物撤去
	塵焼却場	D	著しい劣化	撤去
	東屋	D	著しい劣化	補修及び塗装
	擬木柵 2	D	一部劣化が著しい	擬木柵更新
	コンクリートベンチ	D	一部劣化が著しい	更新
不動滝エリア	ミニ SL 駅舎	D	一部劣化が著しい	撤去
	池	C	池の浄化が必要	池浄化
	祠 1	C	基礎部が危険	補修
	橋梁 3	D	劣化が著しい	池浄化時周辺整備
	不動明王	C	経年劣化有	補修及び塗装
	ガードパイプ 2	D	劣化が著しい	ガードパイプの更新
展望休憩所付近エリア	展望休憩所	D	鋼製柵の劣化が著しい	鋼製柵の更新
共通部	外灯	C	鋼材部に錆等の劣化がある	LED 化による更新
	倉庫 1	D	著しい劣化	撤去
	倉庫 2	D	著しい劣化	観察による事後保全
	倉庫 3	D	著しい劣化	撤去

2) 整備方針による事業計画

計画期間内に、各エリアの整備方針による事業を計画します。前項の劣化調査結果による対策も、併せて実施することが共通費等の削減を図ることが可能と想定される場合は、本事業に取り込みます。子ども広場エリア、花見広場エリア及び展望休憩所付近エリアについては、今後、地元や公園利用者等の意見を踏まえながら検討していくこととします。

表 整備方針による事業計画

エリア名	事業計画
官舎エリア	既存官舎の撤去統合
駐車場エリア	駐車場周辺の整備
不動滝エリア	不動滝の浄化及び周辺施設の整備
共通部	外灯照明設備のLEDによる更新

3. 概算事業費の算出

1) 概算事業費算出の考え方

事業費の算出については、以下の単価を用いて算出します。数量は図上計測や想定値で、工法も現時点で想定している工法であり、実施前には、調査・設計を行い、詳細な事業費を算出するものとします。

表 概算事業費算出単価について

施設名称	工事項目	単価根拠
建築物	撤去費用	建築物のライフサイクルコスト（小規模事務庁舎のLCCデータベース）の解体費及び廃棄処分費 解体費：21,400 円/m ² 廃棄処分費：20,000 円/m ²
	建設費用鉄骨造	131,824 円/m ² JBCI 統計単価 鉄骨造管理事務所
駐車場整備	駐車場整備、舗装等	「建築物のライフサイクルマネジメント用データ集（公益社団法人ロングライフビル推進協会）」令和2年版 ※一部市場単価
LED更新	LED外灯の更新	
池の浄化	浚渫工事費	平成9年に実施した浚渫工事費にデフレーター1.23を掛けて算出

2) 事業費

エリア名	事業内容	事業費（千円）
官舎エリア	住居倉庫 1・住居倉庫 2・トタン屋根付き小屋の撤去 倉庫 1・倉庫 3 の撤去	18,000
駐車場エリア	水銀灯 1→更新 水銀灯 2→更新 メッシュフェンス→撤去 整備方針に基づく駐車場及び周辺整備 (東屋・時計台・看板 1 等の撤去を含む) 整備方針に基づく管理棟の整備	91,700
子ども広場エリア	外灯 1・2→更新 ガードパイプ 1・ガードパイプ 2→更新 擬木柵→更新	4,900
花見広場エリア	塵焼却場→撤去 東屋→補修(LCC 検討対象工事) 擬木柵 2→更新 コンクリートベンチ→更新 野外音楽堂補修 河川敷遊歩道の整備	11,400
不動滝エリア	整備方針に基づく不動滝浄化及び周辺整備 (ミニ SL 駅舎撤去・祠 1 補修・橋梁 3 補修・不動明 王補修・ガードパイプ 2 更新を含む) ※園路整備は含まない	16,230
展望休憩所付近エリア	展望休憩所→鋼製柵の更新	1,200
共通部	整備方針に基づく外灯等の照明設備を L E D 更新 ※倉庫 1・倉庫 3 の撤去は官舎エリア事業費に含む 排水整備工事 (調査含む)	16,000
計画期間内事業費合計		159,430

※整備方針に基づく費用については仕様数量とも想定によるもので、詳細な設計が必要となります。

※採用する工事手法等により、費用の金額が変更となる場合があります。また実施時期については、財政状況や環境の変化に応じて適宜見直すものとします。

第7章 計画全体の長寿命化対策の実施効果

1. ライフサイクルコスト検討対象施設について

本計画では予防保全管理型施設について、ライフサイクルコストの検討を行います。しかし、既に使用見込み期限が超えている公園施設や本計画で撤去となる施設については、検討を行いません。

本計画において以下の施設のライフサイクルコストを検討します。

表 ライフサイクルコスト検討施設

場所	仕様書分類	公園施設種類	公園施設名	使用見込年度
子ども広場エリア	一般施設 C	休養施設	東屋	2035
	建築物	便益施設	公衆便所	2065
	遊具 A	遊戯施設	アニマルシーソー	2051
	遊具 B	遊戯施設	すべり台	2053
	遊具 A	遊戯施設	ロッキング遊具	2041
	遊具 A	遊戯施設	背のばしベンチ	2053
	遊具 A	遊戯施設	ストレッチタワー	2053
花見広場エリア	一般施設 C	休養施設	東屋	2043
展望休憩所付近エリア	一般施設 C	その他	展望台	2043

2. ライフサイクルコストの考え方

事後保全型管理を行う公園施設では、使用見込み期間内の「維持保全費」「撤去・更新に関する費用（以下、「更新費）」の合計費用がライフサイクルコストとなります。対して、予防保全型管理を行う公園施設では、使用見込み期間内の「維持保全費」「更新費」に加えて、長寿命化対策として定期的を実施する健全度調査の「健全度調査費」と補修に関する費用（以下、「補修費）」の合計費用がライフサイクルコストとなります。

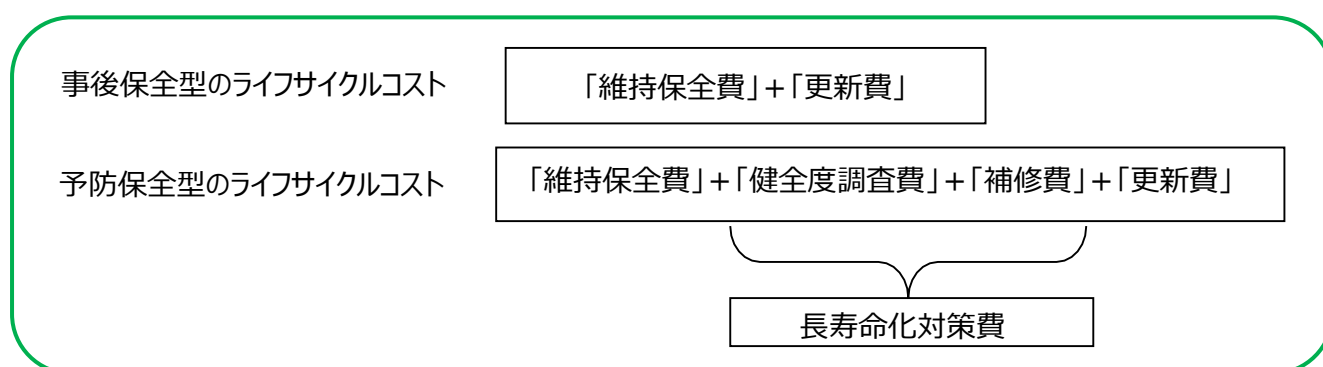


図 事後保全型と予防保全型のライフサイクルコストの考え方

長寿命化対策の実施の有無による差額が、ライフサイクルコストの縮減額となります。

長寿命化対策を実施することでライフサイクルコストの縮減が図れる施設を、予防保全型管理を行う施設とします。但し、遊戯施設等劣化の進行による利用者の安全性への影響が大きい施設については、安全確保が最優先となることから、ライフサイクルコストの縮減効果に関わらず予防保全型管理を行います。

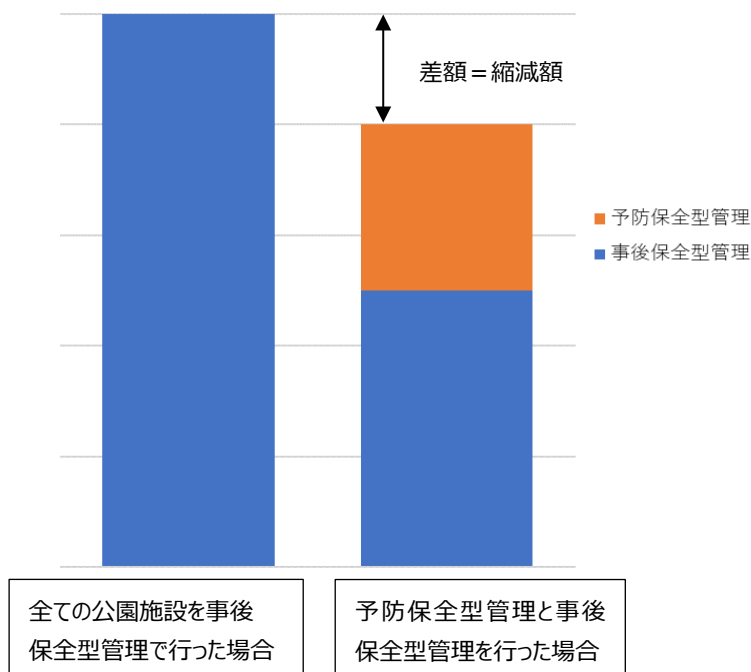


図 ライフサイクルコスト縮減イメージ

3. ライフサイクルコストの検討

予防保全対象の施設のうち、使用見込み期限を超えていない施設についてライフサイクルコストを検討しました。

表 ライフサイクルコスト検討施設の縮減額（30年間）

場所	公園施設名	事後保全管理型 ライフサイクルコスト	予防保全管理型 ライフサイクルコスト	縮減額
子ども広場エリア	東屋	444	382	62
	公衆便所	269	243	26
	アニマルシーソー（2台）	4	2	2
	すべり台	2	1	1
	ロッキング遊具（2台）	4	2	2
	背のばしベンチ	2	1	1
	ストレッチタワー	2	1	1
花見広場エリア	東屋	222	191	31
展望休憩所付近エリア	展望台	144	122	22
合計		364	315	49

単位：千円／年

4. ライフサイクルコストの縮減効果

施設の更新時期を使用見込み期間に基づいて定め、計画的に維持管理を行うために年次計画を作成します。

本計画での添田公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は49千円/年です。

① 概算費用合計（10年間）【②+③】	159,430千円
② 予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	800千円
③ 事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	158,630千円
④ 単年度あたりの概算費用【①/10】	15,943千円

第8章 公園長寿命化計画の整理

公園の諸元について、国が示す様式1から様式3について整理します。

1. 様式1「総括表」

(様式1)公園施設長寿命化計画調書 (総括表)

管理番号	公園名	種別	供用年度	長寿命化を実施する公園施設	主な公園施設			長寿命化対象公園施設数	年次計画(費用)										単年度あたりのライフサイクルコスト削減額(千円)
					設置年度	経過年数	処分制限期間		R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	R14(2032)	
1	添田公園	総合	1987	東屋(四阿)/ミニSL駅舎/展望台/遊具一式	1987	35	期間超過多い	11	0	0	33,000	30,800	30,000	32,300	33,330	0	0	0	49
									0	0	33,000	30,800	30,000	32,300	33,330	0	0	0	49

公園箇所数計 1

概算費用合計: 159,430 千円

2. 様式2「都市公園別」

(様式2) 公園施設長寿命化計画調査(都市公園別)

公園名	公園種別	施設コード	公園施設種類【選択】	公園施設名【選択】	具体的施設名称	数量		規模	主要部材【選択】	設置年度	経過年数	処分制限期間など	使用見込み期間	健全度調査以前に実施した補修の有無		健全度調査					管理類型	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期 ※左に費用、右に内容を記載する										長寿命化に向けた特記事項																
						数値	単位【選択】							有無	年度	年度	劣化状況	健全度	緊急度	2023年			2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年																		
添田公園	総合	KAN001	管理施設	倉庫	住居倉庫1	1	棟	46	木造	1974	48	24	36	-	-	2022	著しい劣化	D	高	事後保全	2025				2,000	撤去					18,000	管理棟更新																	
添田公園	総合	KAN002	管理施設	倉庫	住居倉庫2	1	棟	46	木造	1974	48	24	36	-	-	2023	著しい劣化	D	高	事後保全	2025				2,000	撤去																							
添田公園	総合	KAN003	管理施設	倉庫	トタン屋根付き小屋	1	棟	16	木造	1974	48	24	36	-	-	2024	著しい劣化	D	高	事後保全	2025				1,000	撤去																							
添田公園	総合	KAN004	管理施設	倉庫	プレハブ物置	1	棟	3	鋼製	1974	48	22	33	-	-	2025	経年劣化	C	中	事後保全	2025				KAN003に含む	撤去																							
添田公園	総合	KAN005	管理施設	擁壁	間知ブロック	1	棟	22	コンクリートブロック	1974	48	40	40	-	-	2026	経年劣化	C	中	事後保全																													
添田公園	総合	KAN006	管理施設	倉庫	倉庫	1	棟	14	コンクリートブロック	1987	35	41	41	-	-	2027	経年劣化	C	中	事後保全																													
添田公園	総合	KYU001	休養施設	東屋	東屋	1	棟	40	鉄骨造	1987	35	34	40	-	-	2028	経年劣化	C	高	事後保全	2025				KAN069に含む	撤去																							
添田公園	総合	BEN001	便益施設	時計台	時計台	1	棟	-	鋼製	1987	35	15	30	-	-	2029	著しい劣化	D	高	事後保全	2025				KAN069に含む	撤去																							
添田公園	総合	KAN007	管理施設	看板	看板1	1	基	-	鋼製	1987	35	18	30	-	-	2030	著しい劣化	D	高	事後保全	2025				KAN069に含む	撤去																							
添田公園	総合	KAN008	管理施設	看板	看板2	1	基	-	木製	2011	11	15	30	-	-	2031	おおむね健全である	B	低	事後保全																													
添田公園	総合	KAN009	管理施設	水呑場	水呑場	1	基	1	コンクリート	1962	60	15	30	-	-	2032	経年劣化がある	C	中	事後保全																													
添田公園	総合	KAN010	管理施設	照明施設	水銀灯1	1	灯	2	鋼製	1987	35	18	30	-	-	2033	交換が望ましい	C	高	事後保全	2028								1,450	更新																			
添田公園	総合	KAN011	管理施設	照明施設	水銀灯2	1	灯	2	鋼製	1987	35	18	30	-	-	2034	交換が望ましい	C	高	事後保全	2028								1,450	更新																			
添田公園	総合	SYU001	修景施設	モニュメント	記念碑	1	基	-	石材	1987	35	38	40	-	-	2035	おおむね健全である	B	低	事後保全																													
添田公園	総合	KAN012	管理施設	擁壁	石積1	1	箇所	22	コンクリートブロック	1987	35	40	40	-	-	2036	おおむね健全である	B	低	事後保全																													
添田公園	総合	KAN013	管理施設	擁壁	石積2	1	箇所	20	コンクリートブロック	1987	35	40	40	-	-	2037	おおむね健全である	B	低	事後保全																													
添田公園	総合	KAN014	管理施設	擁壁	石積3	1	箇所	40	コンクリートブロック	1987	35	40	40	-	-	2038	おおむね健全である	B	低	事後保全																													

(様式2) 公園施設長寿命化計画調書(都市公園別)

公園名	公園種別	施設コード	公園施設種類【選択】	公園施設名【選択】	具体的施設名称	数量		規模	主要部材【選択】	設置年度	経過年数	処分制限期間など	使用見込み期間	健全度調査以前に実施した補修の有無		健全度調査					管理類型	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期 ※左に費用、右に内容を記載する									長寿命化に向けた特記事項						
						数値	単位【選択】							有無	年度	年度	劣化状況	健全度	緊急度	2023年			2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年							
添田公園	総合	KAN042	管理施設	防護柵	ガードパイプ1	1	箇所	40	鋼製	1987	35	18	30	-	-	2090	0	C	中	事後保全																		
添田公園	総合	SON001	その他	ミニSL格納庫	ミニSL格納庫	1	棟	-	コンクリート	1987	35	47	47	-	-	2091	鋼製扉の劣化・経年劣化	C	中	事後保全																		
添田公園	総合	KAN043	管理施設	擁壁	緑化ブロック	1	箇所	10	コンクリートブロック	1987	35	40	40	-	-	2092	整理が必要	B	低	事後保全																		
添田公園	総合	KAN044	管理施設	擁壁	石積1	1	箇所	79	石材	1987	35	38	40	-	-	2093	経年劣化・点検監視	B	低	事後保全																		
添田公園	総合	KAN045	管理施設	擁壁	石積2	1	箇所	24	石材	1987	35	38	40	-	-	2094	経年劣化・点検監視	B	低	事後保全																		
添田公園	総合	KAN046	管理施設	擁壁	石積3	1	箇所	32	石材	1987	35	38	40	-	-	2095	経年劣化・点検監視	B	低	事後保全																		
添田公園	総合	KAN047	管理施設	防護柵	擬木柵	1	箇所	-	擬木	1987	35	42	42	-	-	2096	おおむね健全である	B	低	事後保全																		
添田公園	総合	ENR005	園路広場	橋梁	橋梁1	1	橋	7	コンクリート	1987	35	60	60	-	-	2097	おおむね健全であるが清掃必要	B	低	事後保全																		
添田公園	総合	ENR006	園路広場	橋梁	橋梁2	1	橋	10	コンクリート	1987	35	60	60	-	-	2098	おおむね健全であるが清掃必要	B	低	事後保全																		
添田公園	総合	KYU011	休養施設	ベンチ	擬木ベンチ	4	基	-	コンクリート	1987	35	47	47	-	-	2099	おおむね健全である	B	低	事後保全																		
添田公園	総合	SYU004	修景施設	その他	池	1	箇所	-	-	1961	61	0	0	-	-	2100	池の浄化が必要	C	高	事後保全	2029							10,000		浄化工事								
添田公園	総合	SYU005	修景施設	燈籠	燈籠	4	箇所	-	コンクリート	1987	35	47	47	-	-	2101	0	C	中	事後保全																		
添田公園	総合	SYU006	修景施設	構造物扱い	祠1	1	棟	-	木造	1987	35	27	40	-	-	2102	基礎部が危険	C	高	事後保全	2029								800		補修							
添田公園	総合	SYU007	修景施設	モニュメント扱い	不動明王	1	箇所	1	石材	1961	61	38	40	-	-	2103	経年劣化有	C	高	事後保全	2029								630		補修							
添田公園	総合	SYU008	修景施設	構造物扱い	祠2	1	棟	-	木造	1961	61	27	40	-	-	2104	経年劣化有	B	低	事後保全																		
添田公園	総合	ENR007	園路広場	橋梁	橋梁3	1	橋	3	鋼製	1987	35	60	60	-	-	2105	劣化が著しい	D	高	事後保全	2029								1,800		補修							
添田公園	総合	KAN048	管理施設	防護柵	ガードパイプ2	1	箇所	-	鋼製	1987	35	18	30	-	-	2106	劣化が著しい	D	高	事後保全	2029								800		補修・更新							

(様式2) 公園施設長寿命化計画調書(都市公園別)

公園名	公園種別	施設コード	公園施設種類【選択】	公園施設名【選択】	具体的施設名称	数量		規模	主要部材【選択】	設置年度	経過年数	処分制限期間など	使用見込み期間	健全度調査以前に実施した補修の有無		健全度調査					管理類型	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期 ※左に費用、右に内容を記載する										長寿命化に向けた特記事項															
						数値	単位【選択】							有無	年度	年度	劣化状況	健全度	緊急度	事後保全			2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年																
添田公園	総合	SYU009	修景施設	構造物扱い	祠 3	1	棟	-	木造	1961	61	27	40	-	-	2107	経年劣化有 がおおむね健全である	B	低	事後保全																												
添田公園	総合	SYU010	修景施設	構造物扱い	祠 4	1	棟	-	木造	1961	61	27	40	-	-	2108	経年劣化有 がおおむね健全である	B	低	事後保全																												
添田公園	総合	SYU011	修景施設	モニュメント	銘碑	1	基	-	石材	1987	35	38	40	-	-	2109	健全である	A	低	事後保全																												
添田公園	総合	SON002	その他	展望休憩所	展望休憩所	1	棟	10	コンクリート	1962	60	47	56	-	-	2110	鋼製橋の劣 化が著しい	D	高	予防保全	2029												1,200	補修・更新														
添田公園	総合	KAN049	管理施設	防護柵	転落防止柵	1	箇所	-	擬木	1962	60	42	42	-	-	2111	0	C	中	事後保全																												
添田公園	総合	KYU012	休養施設	テーブル	擬木テーブル	1	基	-	コンクリート	1987	35	47	47	-	-	2112	おおむね健全である	B	低	事後保全																												
添田公園	総合	KYU013	休養施設	ベンチ	擬木ベンチ	4	基	-	コンクリート	1987	35	47	47	-	-	2113	おおむね健全である	B	低	事後保全																												
添田公園	総合	KYU014	休養施設	ベンチ	コンクリートベンチ	3	基	-	コンクリート	1987	35	47	47	-	-	2114	0	C	中	事後保全																												
添田公園	総合	SON003	その他	建築物	展望台	1	棟	-	コンクリート	1987	35	47	56	-	-	2115	おおむね健全である	B	低	予防保全																												
添田公園	総合	KYU015	休養施設	ベンチ	コンクリートベンチ	1	箇所	-	コンクリート	1987	35	47	47	-	-	2116	0	C	中	事後保全																												
添田公園	総合	KAN050	管理施設	照明施設	外灯	2	基	-	鋼製	1987	35	18	30	-	-	2117	健全である	A	低	事後保全																												
添田公園	総合	KYU016	休養施設	ベンチ	ベンチ	1	基	-	コンクリート	1987	35	47	47	-	-	2118	0	C	中	事後保全																												
添田公園	総合	SYU012	修景施設	モニュメント	銘碑	1	基	-	石材	1987	35	38	40	-	-	2119	健全である	A	低	事後保全																												
添田公園	総合	KAN051	管理施設	照明施設	外灯	20	基	2	鋼製	1987	35	18	30	-	-	2120	鋼材部に錆 等の劣化が見れる	C	高	事後保全	2029													11,000	更新													
添田公園	総合	KAN052	管理施設	倉庫	倉庫1	1	棟	250	鉄骨造	1987	35	38	40	-	-	2121	著しい劣化	D	高	事後保全	2025																											
添田公園	総合	KAN053	管理施設	倉庫	倉庫2	1	棟	20	コンクリート	1987	35	47	47	-	-	2122	著しい劣化	D	高	事後保全																												
添田公園	総合	KAN054	管理施設	倉庫	倉庫3	1	棟	30	コンクリート	1987	35	47	47	-	-	2123	著しい劣化	D	高	事後保全	2025																											

3. 様式3「公園施設種類別現況」

(様式3) 公園施設長寿命化計画調査(公園施設種類別現況)

公園施設種類	公園施設名	設置公園数	主な公園施設の現況写真	
園路広場	階段	4		
	橋梁	3		
	道路等	1		
修景施設	モニュメント	5		
	構造物	4		
	燈籠	4		
	浮御堂	1		
	池	1		
休養施設	東屋(四阿)	3		
	テーブル・ベンチ	32		
遊戯施設	すべり台	1		
	健康器具系施設	2		
	シーソー	2		
	ロッキング遊具	2		
教養施設	ステージ	1		
便益施設	時計台	1		
管理施設	便所	1		
	看板	5		
	建築物	1		
	照明施設	29		
	水呑場	2		
	倉庫	8		
	防護柵	15		
	門	1		
	擁壁	13		
	各種設備・基礎・焼却場	3		
その他	排水設備	1		
	ミニSL格納庫	1		
	建築物	1		
	展望休憩所	1		
合計		149	【照明施設】	【擁壁】

第9章 今後の取り組み

1. 長寿命化計画の継続的運用方針

本計画では、計画期間を10年間としていますが、施設の劣化の程度は利用状況等により変動することに加えて、施設に対する利用者のニーズ等も時代と共に変化していくため、計画と実態にずれが生じる事が想定されます。

策定した実施計画の見直し等を行うため、施設の状況や過去の改修履歴等をデータとして蓄積し、確実に更新することが重要となります。

以下の情報を適切に管理し、施設の状況を把握することで、改修内容や改修時期について総合的に判断します。

各情報データは、施設状況に変更が生じた際や調査、報告が行われた際に適宜更新するほか、毎年度、更新の有無を含め、内容を確認します。

必要な情報管理

- 本施設管理台帳……本施設の基本情報、大規模改造事業等の履歴
- 本施設工事履歴……改修・修繕工事の履歴
- 本施設資料集データ……本施設に係る各種詳細情報（財産、仕様、設備等）
- 修繕工事要望……各公園の修繕箇所の要望（町民外部含む）
- 本計画における劣化状況調査結果……施設の劣化状況、相対的な老朽度の評価

2. 長寿命化計画によるコストの見通し

計画した今後10年間の実施計画以降においても、引き続き有効な長寿命化改修、予防保全型の修繕の導入を検討し、更なる維持・管理コストの低減に努めることが必要です。

ただし、今後10年間の実施計画を踏まえた長期30年間の維持更新コストにおいては、修繕や長寿命化の必要性の発生から、管理費用の増額により、年間工事費が多くなる年が出てくることも考えられます。

今後の定期的な点検や見直しにおいて、劣化状況を見極めつつ、適正な実施計画を検討して改修を進めていきます。

3. フォローアップ

本計画は、本施設の改修や建て替え等の優先順位を設定するものであり、安全で快適な都市公園環境を維持するためには、継続的な維持管理が必要となり、財政支出面で大きな負担となります。

年次及び個別の事業費を精査していき、国庫補助事業等の補助金を最大限に活用し、財政支出の縮減を図ります。

また、事業の進捗状況、劣化調査などの結果を反映することはもちろん、関連各計画が改訂された場合など、必要に応じて見直しを行います。

4. フォローアップの推進

今後、本計画に基づくフォローアップを実施し、適宜の見直しと内容の充実を図っていくものとし、今後の財政状況や社会環境の変化があった場合に計画の見直しを行います。

推進計画の定期的な検証と見直しにあたっては、推進計画の策定（Plan）、アセットマネジメントの取り組みの実施（Do）、実施結果の検証（Check）、推進計画の見直し（Action）といった、PDCAのマネジメントサイクルに基づいて実施します。実施結果の検証では、推進計画の進捗状況の評価や施設老朽化度の判定等、取り組みにより、目標とする成果が現れているかといった視点での検証を行います。

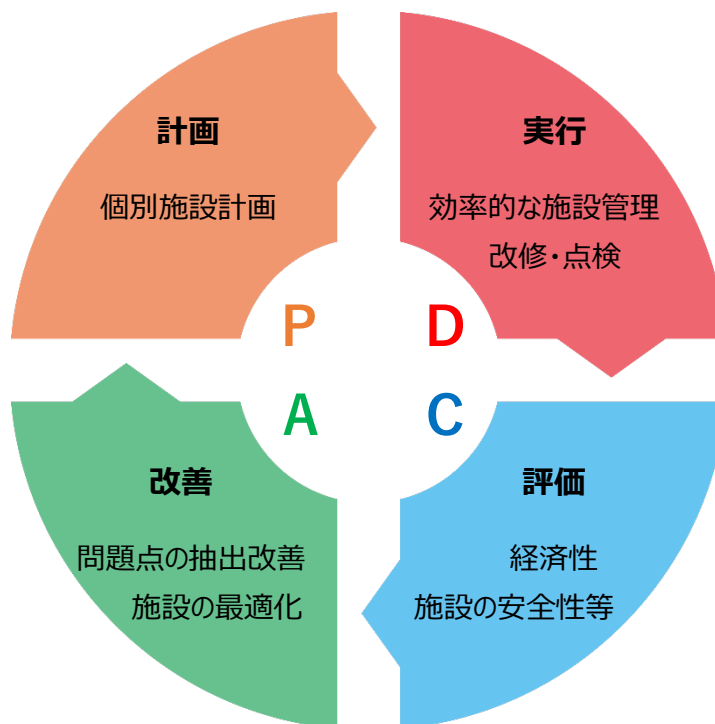


図 PDCA サイクルイメージ